岩手県告示第564号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和８年10月27日

岩手県知事　達　増　拓　也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
わだ脳神経・頭痛クリニック	盛岡市神明町10番38号	精神通院医療	令和８年10月１日
ウェルビー薬局姉体店	奥州市水沢上姉体六丁目７番地８	精神通院医療	〃
訪問看護ステーションココカラいわて	盛岡市三本柳10地割56番地７　第３ミネルバビル１Ａ	精神通院医療	〃
岩手県立南光病院訪問看護ステーションなんこう	一関市狐禅寺字大平17番地	精神通院医療	〃